

「放送法騒動の正体とは？ ～市民中心の情報・メディア法を～」

津田正夫(てにておラジオ)

1、「高市発言」とは ●別紙

- 今回の「高市発言」簡単な経緯
 - ・ 23/3/2 国会＝小西洋之議員（立憲。元総務官僚）が当時の磯崎陽輔補佐官による総務省（高市早苗大臣）への申し入れの経緯を記した記録文書「総理レクについて～政治的公平の新しい解釈」（78枚）を公開。
 - ・ 対応した安藤情報流通行政局長に「オレと総理で決めること。局長ごときが口を出すな。（お前の）クビが飛ぶぞ！」などの記録。
 - ・ 文書全文＝ https://www.soumu.go.jp/main_content/000867910.pdf
 - ・ 3/3 高市元総務大臣（経済安全保障担当）「全くの捏造文書だ」「事実なら辞任」と断言。
 - ・ 3/7 松本剛明総務大臣「磯崎陽輔補佐官と交わしたやり取りは行政文書」と認める。山田真貴子岸田首相補佐官（元総務官僚）「変なヤクザに絡まれた、という話」
- **ポイント1 「放送法の新しい解釈」**
 - ・ 「放送法第4条（2）」＝「政治的に公平であること」
 - ・ これまでの総務省・放送業界の解釈「番組全体を見て判断する」
 - ・ 高市総務大臣「新しい解釈（15年）＝一つの番組でも放送法違反を判断できる」
- **ポイント2 「レク(チャー)」という脅し**

「レクチャー」＝ 通常は「官僚が、政治家の議会答弁などのための事情説明」
今回は「政治家（磯崎）が総務省官僚に“説明”＝圧力・脅しそのもの
“オレと総理で決める話”、“(安藤情報流通行政局長の) 首が飛ぶぞ”
- **ポイント3 記録文書の「ある・なし」**

「記録」は「行政の要」→「記録が捏造、捨てた、ない」は官僚の生命線
- **ポイント4 岸田派 vs 安倍派 岸田内閣の構成**

現・松本剛明総務大臣は“文書は事実” ↔ 高市元総務大臣は“捏造”

| | | | |
|-------------|------------|---|------------|
| <麻生太郎・副総裁系> | <岸田文雄系> | ↔ | <安倍晋三系> |
| 松本剛明総務大臣 | 寺田総務 | | 萩生田光一政調会長 |
| 木原官房副長官 | 葉梨法務 | | 松野博一官房長官 |
| 鈴木財務 | 林外務 | | 西村康稔経産 |
| 河野太郎デジタル | <茂木敏光幹事長系> | | 高市早苗経済安全保障 |
| | 加藤勝信厚労 | | |
- 小西洋之議員（立憲。元総務官僚）の“ピンボケ”質問「BPOに告発するぞ」

BPO＝「放送倫理・番組向上」の内部機関

2. 安倍政権のさまざまなメディア統制と「高市発言」

幹事長時代

- 01年1/29～2/1 NHK・ETV シリーズ「戦争をどう裁くか 従軍慰安婦」介入・番組改編事件
04年6月 イラク戦争 → 国民保護法成立。メディア規制強化。7月参院選で、報道各社に「政治的公平・公正が疑われる番組があった」とする文書を多数送付。
06年 統一教会系団体集会に安倍氏が祝電。「全国霊感商法対策弁護士連絡会」が抗議。

第二次安倍内閣

- 13/6/26 秘密保護法「朝日」「毎日」「東京」報道に自民党が名指しで反論。
10/25 NHK 経営委員に百田尚樹、長谷川三千子任命。会長に舛井勝人任命。
12/6 特定秘密保護法成立。
14/1/25 NHK 舛井新会長会見「政府が右ということをや左というわけにはいかない」。
2/25 衆院総務委員会。NHK 理事全員が日付白紙辞表を書かされたと言言。
5/10 NHK 名古屋局 OB、経営委員会へ罷免要求。→全国に拡大。
7/1 憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する閣議決定。
7/3 『クローズアップ現代』「集団的自衛権・閣議決定」関連で出演の菅義偉官房激怒。
11/18 TBS「NEWS23」出演。アベノミクス批判の“街の声”に感情的に反発。
11/20 自民党・萩生田光一副幹事長と福井照報道局長→ NHK と民放キー局へ「萩生田文書」送る。「選挙報道で①出演者の発言回数、②ゲストの選定、③テーマ設定④街頭インタビューなどで公平に扱うこと」
14年度 「世界の報道自由度ランキング 59位」(国境なき記者団) G7 中で最低。
総務省に磯崎首相補佐官がレクチャー「放送法の〈政治的公平〉解釈変更」。
15/3/28 菅『報道ステーション』の古賀発言 (I am not ABE) を“放送法違反”と言及。
4/17 自民党が NHK『クロ現』、テレビ朝日『報ステ』問題で事情聴取。
4/28 高市総務相、『クロ現』“出家詐欺”演出事件』で NHK「**嚴重注意**」処分。*違法「ひとつの番組のみでも政治的公平に反する可能性がある」と発言。
6/25 自民党文化芸術懇談会「マスコミを懲らしめるには広告削減、百田「沖縄の2紙をつぶせ」 ←→民放、沖縄反発 ←→7/3 首相陳謝
6月 NHK、公法学会へ「安保法制のアンケート調査」377/422 が違憲。大部分隠す。
9/24 自民党情報通信戦略調査会・放送法改正小委員会「受信料徴収を義務化」提言。
11/6 BPO 放送倫理検証委員会「与党の圧力は好ましくない」 ←→11/10 首相反論。
11/19 民放連井上弘会長 (TBS) 「番組内容に関わる行政指導は好ましくない」。
12/11 BPO 放送人権委員会「『クロ現』に重大な倫理問題違反。政府は言論介入をやめよ」
16/2/8 高市総務相「政治的公平を欠く放送を繰り返したら、電波停止も」安倍首相も確認。
4月番組、TBS・岸井成格、NHK・国谷裕子、テレ朝・古舘伊知郎キャスター降板。
3月 森友・加計学園問題表面化。
↓

安倍内閣のメディアの不当な統制

- (1) 直接的なメディア・報道批判や抗議
- (2) NHK 人事介入……①14年経営委員会入れ替え、②15年会長交代→舛井「政府 →経営委員長・委員任命、経営委員会 →会長任命」構造
- (3) 電波監理担当の総務省を介する操作

3、日本の放送法の特異な構造と、世界のメディア・情報法

● 日本の放送法の目的

第一条=三つの原則によって、放送事業者が「公共の福祉に適合するよう規律する」

- (1) 放送が最大限に普及されてその効用をもたらす
- (2) 放送の普遍不党、真実および自律を保障することで表現の自由を確保する
- (3) 放送に携わる者の職責を明らかにし、放送が健全な民主主義の発達に資する

● 番組編成の基準「編集準則」=放送法四条=放送事業者が放送番組の編集にあたり

- (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと
- (2) 政治的に公平であること
- (3) 報道は事実をまげないですること
- (4) 意見が対立する問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

● 日本の「放送法」の前近代性

- (1) 法の主体は事業者。目的は「事業者の権利・義務」。

「視聴者・国民・市民の権利・義務」は一言もない。諸外国の電波・情報基本法は「さまざまな社会成員の言論・表現の自由とコミュニケーションの保障」

世界人権宣言 第 19 条「すべて人は意見および表現の自由の権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由ならびにあらゆる手段により、また国境を越えると否とにかかわらず、情報および思想を求め、受け、および伝える自由を含む」

- (2) 「電波監理」* (not 管理) が政府・権力党にある。* 「混信整理」「青少年への影響」
諸外国では独立行政委員会

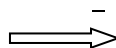
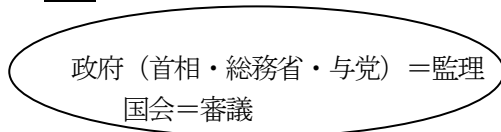
米.....FCC (連邦通信委員会) 英.....OFCOM (文化メディアスポーツ省)
仏.....CSA (視聴覚高等評議会) 韓.....放送通信委員会

4、市民中心の情報・メディア法を

「放送法」→「コミュニケーション基本法」へ

- 1、放送法/電波法 (事業者法) → コミュニケーション基本法
ビジネス・技術法 →すべての情報/通信資源・空間を「市民・公共の利益」優先
- 2、電波・通信の国家監理 → 独立行政委員会
制度化の方法、手続き・人選の透明化
- 3、学校/地域でのリテラシー教育と研修制度・施設
米・韓：アクセスセンター、独：メディア作業所
- 4、現・受信料=NHK 財源 →非営利放送ふくむすべての公共放送に (+記録、アート)

現行



近未来

